

令和 2 年 9 月 前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和 2 年 9 月 11 日（金曜日） 13 時 56 分～15 時 00 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）中野委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹
鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

議事事項

1 令和 2 年 8 月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更について、その単位が 4 時間から 2 時間、4 時間又は 6 時間に弾力化されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 3 条関係、佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則第 6 条関係）

3 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日

3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

1 週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割り振り変更について、その単位が4時間から2時間、4時間又は6時間に弾力化されることに伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条関係)

3 適用日

令和2年10月1日

4 教員特殊業務手当の運用の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正により、週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更の単位を弾力化する(2、4又は6時間単位とする)ことに伴い、「佐賀県公立学校特殊勤務手当及びへき地手当支給条例」が一部改正され、教員特殊業務手当の支給要件として、正規の勤務時間が4時間以下である日についても支給対象となった。これに伴う所要の改正。

2 適用日

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(令和2年佐賀県条例第11号)附則で定める日

報告事項

1 令和2年人事院勧告に関する要請及び回答について

全国人事委員会連合会事務局長から人事院給与局長への要請書及びこれに対する人事院給与局の回答内容について、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について